

低所得の子育て世帯に対する 子育て世帯生活支援特別給付金 (ひとり親世帯分)のご案内

公的年金等を受給しているひとり親家庭の方※、または
食費等の物価高等の影響で家計が急変したひとり親家庭の方※は、
児童1人あたり一律**5万円**を受け取れます。

◆ **支給要件に該当するかどうか、下記をご覧になりご確認ください。**

1. 支給対象者 下記の①～③のいずれかに該当する方

① **令和5年3月分の児童扶養手当受給者の方** (通知済)

② **公的年金等※を受給していることにより、令和5年3月分の児童扶養手当の支給を受けていない方**

※「公的年金等」には、遺族年金、障害年金、老齢年金、労災年金、遺族補償などが該当します。

公的年金を受給している方で児童扶養手当の申請をしていない方も含みます。

(収入が支給基準額を下回っている場合、支給対象となります。)

◆ 上記の対象児童は、**平成16年4月2日**から令和5年2月28日生まれのお子さんです。(障害の状態にあるお子さんの場合は平成14年4月2日生まれ以降)

③ **食費等の物価高等の影響を受けて家計が急変している、児童扶養手当を受給している方と同じ水準の収入の方** ※

※ **令和5年3月分の児童扶養手当は受給していないが、上記に該当する方。**

◆ 直近の給与明細書や帳簿等、収入額が分かる書類を提出いただき、判定します。
(生計を同じくする扶養義務者等がいる場合は、その方の書類も提出してください)

収入が支給基準額を下回っている場合、支給対象となります。

◆ 上記の対象児童は、**平成17年4月2日**から令和6年2月28日生まれのお子さんです。(障害の状態にあるお子さんの場合は平成15年4月2日生まれ以降)

■ **支給手続きについては裏面に掲載しています。**

*お問い合わせ先

厚生労働省コールセンター 0120-400-903 (平日 9:00~18:00)

潮来市役所子育て支援課 0299-63-1111 内線 386 または 388 (平日 8:30~17:15)

2. 給付金の支給手続き

■ 令和5年3月分の児童扶養手当受給者の方（おもて面の①に該当する方）

- ▶ 給付金は、**申請不要**で受け取れます。

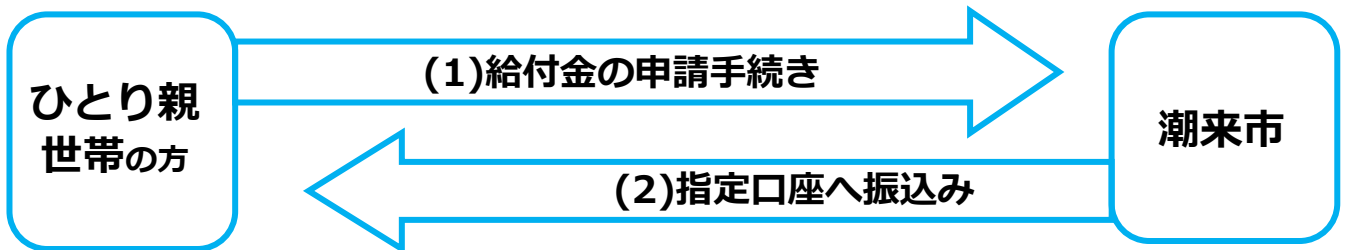
令和5年3月分の児童扶養手当を支給している口座に振り込みます。（5月下旬）

■ 上記以外の方（おもて面の②または③のいずれかに該当する方）

- ▶ 給付金を受け取るには、**申請が必要**です。

受付期間： 令和5年**6月1日（木）**から令和6年**2月29日（木）**まで

- ▶ 申請書に振込先口座などを記入し、必要書類とともに潮来市の**窓口**に**直接**、または**郵送**でご提出ください。（書類は、市ホームページからも取得できます。）
- ▶ 給付金の支給要件に該当する方に、指定口座に**可能な限り速やかに**振り込みます。（申請書類に不足がある場合、審査に時間を要することがあります）



- ◆ 上記②又は③に該当する場合であっても、令和5年度の「低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（**その他世帯分**）」の支給を既に受けている場合は、本給付金の支給は受けられません。

* お問い合わせ先

■ 厚生労働省 コールセンター

0120-400-903（受付時間：平日 9:00～18:00）

■ 潮来市役所 子育て支援課

0299-63-1111 内線 386 または 388

（受付時間：平日 8:30～17:15）



“振り込め詐欺”や“個人情報の詐取”にご注意ください。

ご自宅や職場などに市役所等の職員などをかたった不審な電話や郵便があった場合は、潮来市役所や警察、または警察相談専用電話(#9110)にご連絡ください。